

宇和島市営住宅修繕対応表

項目	修繕箇所	修繕内容	負担区分		備考
			入居者	市	
建具・畳壁等	襖(天袋含) 引戸(戸襖)ほか	張替 棧や縁等の本体(戸車含)	○	○	木製及びアルミ製等
	開戸	シリンダー錠、ドアクローザー、ドアノブ、戸当たり、蝶番等		○	玄関ドア含
	網戸	張替 枠や戸車等	○	○	
	すべり出し窓	ハンドル、ハンドル受け等		○	浴室、トイレ、洗面所など
	ガラス	破損やひび割れ	○		自然災害等は市負担
	網入ガラス	熱割れによる著しいひび割れ		○	破片落下や亀裂部に段差等がある場合
	畳	表替	○		畳床は市負担
	クロス(壁・天井)	軽微なめくれ等	○		壁一面のめくれ等は市負担(結露によるものを除く)
	砂壁	経年劣化による砂落ち		○	クラック等による重度の場合
給水設備	単水栓	本体、コマケレップやパッキン類等	○		台所、洗濯機用水栓、ベランダ水栓等
	2ハンドル水栓	コマケレップやパッキン類等	○		本体交換は市負担
	その他水栓	本体、温度調整ユニット、カートリッジ等		○	シングルレバーやサーモスタット混合水栓
	給水管	破損、漏水等		○	建設時既設分のみ
排水設備	排水口	排水トラップ 目皿やゴミ受けカゴ	○	○	流し台、洗面台、浴槽 流し台
	排水管	破損、漏水等		○	排水詰まりは原則入居者負担
	洗濯パン	ホース取付エルボ	○		
衛生設備	便器付属品ほか	便蓋、便座、紙巻器、洗浄管等		○	
	トイレタンク	浮き球、排水弁、アングル止水栓等		○	
	臭突管	臭筒や脱臭ファン		○	
	流し台	シンク腐食、戸棚扉の不良		○	
	洗面台	栓、くさり等	○		
浴室設備	シャワー	パッキン類、シャワーホース	○		
	浴槽	栓、くさり等	○		
ガス設備	給湯器、風呂釜	本体・部品交換、配管、コック類等		○	建設時既設分のみ
電気設備	照明器具	本体、引掛シーリング類、電気配線等 電球、蛍光灯、グロー球、スイッチひも等	○	○	建設時既設分のみ
	換気扇	本体及び部品交換(汚れによる動作不良を除く)		○	浴室、トイレ、台所
	その他	照明スイッチ、テレビアンテナ端子、コンセント等		○	玄関チャイム(乾電池除く)や電気温水器ほか
その他	手すり	補修、交換		○	建設時既設分のみ(室内及びベランダ)
	カーテンレール	補修、交換(レールランナーを除く)		○	建設時既設分のみ
共用部	共用灯(ポール外灯等)	電球、蛍光管、グロー球	○		器具故障の場合、市負担

- ※ 市が負担する修繕は、建設当初から設置されている設備にのみ適用します。
- ※ 市負担区分であっても、入居者の過失により破損や故障した場合、修繕費用は全て入居者負担です。
- ※ 入居者負担区分であっても、新規入居後2週間以内は協議により負担区分を決定します。
- ※ 上記対応表に記載のない箇所は協議により負担区分を決定します。